

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 茨城県
 農業委員会名： 坂東市農業委員会

I 農業委員会の状況（令和3年4月1日現在）

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	2,840	農業就業者数	3,366	認定農業者	431
自給的農家数	959	女性	1,607	基本構想水準到達者	89
販売農家数	1,881	40代以下	318	認定新規就農者	3
主業農家数	621			農業参入法人	0
準主業農家数	234			集落営農経営	1
副業的農家数	1,026			特定農業団体	0
				集落営農組織	1

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,800	2,770	—	—	—	5,560
経営耕地面積	1,829	1,704	1,491	36	31	—
遊休農地面積	58	64	64			122
農地台帳面積	2,180	3,638	3,638			5,818

2 農業委員会の現在の体制

任期満了年月日 令和 6 年 3 月 21 日

	定数	実数		定数	実数	地区数
農業委員数	15	15	農地利用最適化推進委員	15	15	11
認定農業者	—	8				
認定農業者に 準ずる者	—	1				
女性	—					
40代以下	—					
中立委員	—	2				

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積 5,560 ha	これまでの集積面積 1,526 ha	集積率 27.45 %
課 題	農業従事者の後継者不足や高齢化、農地の確保および有効利用を図るうえで耕作条件の悪い農地は作業効率の問題から集積が難しく、課題となっている。		

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 2,241 ha (うち新規集積面積 715 ha) 目標設定の考え方：「坂東市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」のなかで令和5年度までに担い手への農地利用の集積率を66%まで引き上げると定めているため、その目標を達成するべく上記目標を設定した。
活動計画	4、10月 広報紙への農用地利用集積計画による利用権設定の制度等の掲載 4、10月 設定期限を迎える利用者への更新手続き通知の発送 <通年> ・農地利用実態把握調査の結果を活かした集積・集約化に向けた話し合い ・中間管理機構への情報提供及び集積への協力 ・農地の貸し借り等の相談

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	8 経営体	5 経営体	4 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	5.4 ha	2.9 ha	2.5 ha
課 題	新規参入の促進に向け農地中間管理機構、普及センター、JA等と連携し、参入希望者の把握に努める必要がある。さらに就農状況確認等を行いながら持続可能な農業経営のサポートを行い、意欲ある担い手を確保・育成することが課題となっている。		

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	4 経営体	参入目標面積	2.8 ha
活動計画	<通年> 新規の就農相談に随時対応 市農業政策課、農協、普及センター等の関係機関と情報共有を行う 就農希望者に対しての農地の紹介や情報提供を行う		

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
	5,682 ha	122 ha	2.15 %
課 題	農地利用実態調査の実施による農地の筆ごとの状況、農地所有者の意向を確認し、現状遊休化している農地や、遊休化が見込まれる農地を担い手と結び付けていくことが必要である。合わせて、中間管理機構等と連携を図り、遊休農地の解消・発生防止策を講ずる必要がある。		

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1.0 ha			
	目標設定の考え方：現状の遊休農地は条件的に不利なところが多く、短期間での解消は難しいことから、計画的に減らすこととし、令和5年度には平成29年度末遊休農地の面積の10%の解消を目標とし、その目標を達成するべく上記目標を設定した。			
活 動 計 画	農地の 利用状況調査	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		38 人	5月～6月	7月～8月
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 管内全域を調査区域とし、道路からの目視、現地を歩いて巡回 遊休化している農地は、当該農地の状況をさらに詳しく確認 新規で発見した遊休農地については、写真を撮り、地図等に記録 農地パトロールをと合わせて実施し発生防止に取り組む 		
	農地の 利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		10月～11月	12月～2月	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地の苦情等に対し、所有者へ指導及び意向確認を行い解消へ繋げる 農地の適正管理について、広報紙等による周知 農地利用最適化推進委員によるパトロールの強化 			

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)
	5,560 ha	0.8 ha
課 題	違反転用の発生防止及び早期発見のために、農地転用手続きの必要性の周知や農業委員、農地利用最適化推進委員による監視活動が必要である。	

2 令和3年度の活動計画

活動計画	通年 違反転用発見後、関係機関と連携し、速やかな是正指導の実施 5、6月 違反転用の発生防止に向けた、農地パトロールの実施 10月 広報等による住民の違反転用に関する意識の強化を図る
------	---